

ツルハドラッグ登米加賀野店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

資料4

- 1 届出者 JA 三井リース建物株式会社
- 2 届出年月日 平成28年9月30日
- 3 店舗の名称 ツルハドラッグ登米加賀野店
- 4 店舗設置者 JA 三井リース建物株式会社
- 5 店舗所在地 登米市中田町石森字加賀野三丁目3番地14 ほか
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 198㎡	医薬品販売

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成29年5月31日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 55 台 (指針による必要台数: 45台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 9 台 (指針による参考台数: 35台)
 - (3) 荷さばき施設の面積 110.84㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.50㎡ (指針による必要容量: 7.15㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午前0時まで
 - (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数 4箇所
 - (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
 - ・公告年月日 平成28年10月14日
 - ・縦覧期間 公告の日から平成29年2月14日まで (公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会 平成28年11月8日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成28年12月19日
 - ・市町村等からの意見書提出期限 平成29年2月14日 (公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限 平成29年5月30日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	平成28年11月8日（火）午後6時から
開催場所	登米市 迫公民館 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
出席人数	4人

質問事項	回答内容
加賀野地区に出店する理由は。	登米地区には3店舗目の出店となります。また、今回の出店は、品揃えを豊富にするために、店舗面積を確保し、立地法店舗としています。出店計画は街に1店舗ではなく、できるだけ小商圏でお客様が近くで買い物ができるようなお店を考えており、今回の出店となりました。 →指針の対象外
出店による地域への経済効果は。	地域への経済効果は一企業として判断しかねますが、従業員の地元採用等を考えております。 →指針の対象外

登米市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
店舗前面に接道する市道梅ノ木・駒牽線は登米市中心部を連絡しており、当該区域において渋滞が発生した場合、接道する国道や生活道路にその影響が波及する可能性がある。駐車場は専用出入口を計画しているが、右折出入庫する車両や、専用出入口であることを認知せず出入庫する車両による渋滞発生を抑止する適切な車両誘導について措置願う。また、特に高齢者や障がいのある方に配慮した誘導設備等が好ましい。	市道梅ノ木・駒牽線に計画する出入口には、入口専用サイン（入口1）、出口専用サイン（出口2）であることを示すサインを出し、事故防止のために、同路線の路面には追突注意の表記を行います。また、佐沼方面への退店に関しては、直接市道梅ノ木・駒牽線に出ない誘導を行います（別紙サイン計画参照）。高齢者や障害者に対しては、風除室の近い場所に専用車室を設ける計画としております。 →県の意見は不要
屋外防犯カメラの設置や、計画書記載の地域防犯活動への協力について、検討願う。	店舗計画に当たっては、防犯カメラの設置を検討し、開店後の地域活動に関しては、店長を窓口として対応するようにいたします。 →県の意見は不要
騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応すること。大規模小売店が立地されると、申請地周辺の住民の住環境は一変すると考えられることから、騒音等の公害防止措置について、近隣住民に十分に説明し、理解を得た上で本事業を適切に行い、近隣住民等から公害苦情が発生した場合は速やかに対応すること。	設備機器の設置等にあつては、騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従った対応を行うとともに、地域住民より騒音に係る苦情があった場合には速やかに対応を図るようにいたします。 →県の意見は不要

<p>廃棄物については、廃棄物処理法の定める事業者の責務を遵守した適正な廃棄物処理とともに、各種リサイクル法の趣旨に則り資源リサイクルの推進に努めること。</p>	<p>廃棄物の処理については、事業者の責務としての適正処理を行うとともに、各種リサイクルへの配慮を行います。</p> <p style="text-align: center;">→県の意見は不要</p>
<p>登米市景観条例及び景観計画に基づき景観形成基準に配慮すること。</p>	<p>登米市景観条例及び景観計画に基づき景観形成基準に従った建築計画を進めます。</p> <p style="text-align: center;">→県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	J A三井リース建物株式会社	
届出年月日	平成28年9月30日	
店舗名称	ツルハドラッグ登米加賀野店	
所在地	登米市中田町石森字加賀野三丁目3番地14 ほか	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	